

# たばこ税の手持品課税申告の手引

(平成30年10月 手持品課税用)



この手引は、平成30年10月1日午前0時現在において、製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く。）を販売のため合計2万本以上所持する小売販売業者等に対して実施される国のたばこ税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税の手持品課税の申告・納税について、小売販売業者等の皆様方に分かりやすくご案内するものです。

なお、ご不明な点やさらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）、都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場の税務課にお尋ねください。

## 国 税 庁 ・ 総 務 省

国税庁及び総務省のホームページでは、たばこ税の手持品課税に関する情報を提供しています。

### ◆ 国税庁ホームページ

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

### ◆ 総務省ホームページ

[www.soumu.go.jp](http://www.soumu.go.jp)



## 申告書等にはマイナンバーの記載等が必要です！

平成30年10月1日午前0時現在に実施される手持品課税に係る申告書には、**マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載**が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署等へ提出する際には、**本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

国税庁 マイナンバー

検索

[www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)

## 目 次

I	はじめに	1
II	手持品課税の概要	
1	手持品課税の時期	2
2	手持品課税の対象となる場合	2
3	税額の計算方法	4
4	申告の方法	4
5	申告書の提出期限	5
6	税金の納付期限	5
III	申告書の記載要領及び注意事項	6
IV	設例による税額の計算及び申告書の記載例	
	(設例 1) たばこ事業法第 26 条第 1 項の許可を受けた出張販売先がある場合	11
	(設例 2) 他に営業所(店舗)があり、かつ、自動販売機の設置がある場合	14
V	納付書の記載要領及び注意事項	18
VI	その他	
1	小売販売業者の方の記帳	19
2	社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について	19
	小売販売業者の帳簿の記載例	20
	主な葉巻たばこの簡易換算表(五十音順)	21

(注) 文中で用いている元号表示を西暦で表記すると以下のとおりとなります。

平成 30 年・・・2018 年

平成 31 年・・・2019 年

平成 32 年・・・2020 年

平成 33 年・・・2021 年

# I はじめに

たばこ税関係法令の改正により、平成30年10月1日から、国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、これらを総称して「たばこ税」といいます。）の税率が引き上げられます（たばこ特別税の税率は改正されていません）。

この改正は、平成30年10月1日から実施されますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の3段階に分けて税率改正が実施されます。

期 間	税 率（1,000本当たり）				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
平成30年10月1日から 平成32年9月30日まで	5,802円	820円	930円	5,692円	13,244円
平成32年10月1日から 平成33年9月30日まで	6,302円	820円	1,000円	6,122円	14,244円
平成33年10月1日から	6,802円	820円	1,070円	6,552円	15,244円

これに伴い、平成30年、平成32年及び平成33年の各年における10月1日の午前0時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者）の方が、店舗（営業所）、倉庫、居宅等で合計2万本以上の製造たばこ（平成30年10月1日の手持品課税においては紙巻たばこ三級品を除く。）を販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税されます。このことを「手持品課税」といいます。

（注）紙巻たばこ三級品とは、①わかば、②エコー、③しんせい、④ゴールデンバット、⑤ウルマ、⑥バイオレットの6銘柄をいいます。

なお、平成30年度税制改正により、平成31年4月1日に行われる予定であった紙巻たばこ三級品に係る手持品課税は、平成31年10月1日に行われることとされました。

この手引では、平成30年10月1日に行われる手持品課税の対象範囲、申告及び納税等について説明します。

## <平成30年10月1日現在の税率>

区 分	税 目	税 率（1,000本当たり）			1本当たり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
国 税	たばこ税	5,302円	5,802円	500円	0.500円
	たばこ特別税	820円	820円	-円	-円
地方税	道府県たばこ税	860円	930円	70円	0.070円
	市町村たばこ税	5,262円	5,692円	430円	0.430円
合 計		12,244円	13,244円	1,000円	1.000円

## Ⅱ 手持品課税の概要

### 1 手持品課税の時期

手持品課税は、平成30年10月1日（月）に行われます。

（注）具体的には、平成30年10月1日の午前0時に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く。以下同じ。）に対して行われます。

### 2 手持品課税の対象となる場合

たばこの販売業者の方が、平成30年10月1日午前0時現在において、**合計2万本以上**の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこが手持品課税の対象となります。

◇参考◇



2万本未満（19,999本以下）となる場合には、申告・納付をする必要がありません。  
また、例えば、3万本を所持する場合は、2万本を超える部分の1万本が課税対象となるのではなく、その所持する3万本全てが手持品課税の対象となります。

### 《所持数量の判定における注意事項》

#### 1 所持数量は、本数で判定します（箱数又はカートン数ではありません）。

（参考）1箱当たり20本、1カートン当たり200本

ご注意ください

#### 2 複数の営業所等があり、それぞれの営業所等の場所で製造たばこを所持する場合には、その所持する製造たばこの数量を全て合計し、その合計数量が2万本以上となるかどうかにより手持品課税の対象となるかどうかを判定します。所持数量が0本の営業所等については、申告が不要です。

（例）A社 a営業所（a市内）7,000本  
b営業所（b市内）7,500本 } 21,500本 ≥ 20,000本 **申告義務あり**  
c倉庫（c市内）7,000本

a営業所：所持数量 7,000本  
b営業所：所持数量 7,500本 } **それぞれ申告**  
c倉庫：所持数量 7,000本

（例）B社 a営業所（a市内）11,000本  
b営業所（b市内）10,500本 } 21,500本 ≥ 20,000本 **申告義務あり**  
c営業所（c市内）0本

a営業所：所持数量 11,000本  
b営業所：所持数量 10,500本 } **それぞれ申告**  
c営業所：所持数量 0本 **申告不要**

ご注意ください

3 所持数量には、居宅や倉庫などに保管しているものや一時的に他人に保管させているもの（預け在庫）、顧客からの依頼で保管しているもの（預り在庫）も含まれます。ただし、預り在庫のうち、販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ代金決済が完了しているものは、所持数量から除かれます。

また、明らかに自己又は同居の親族の喫煙用に所持しているものと認められるものも、所持数量から除かれます。

4 「紙巻たばこ」及び「加熱式たばこ」以外のたばこの所持数量については、次の表に掲げる方法により重量を本数に換算します。

たばこの区分	換 算 方 法
葉 巻 た ば こ パ イ プ た ば こ	1グラムにつき1本として換算
刻 み た ば こ か み 用 の た ば こ か ぎ 用 の た ば こ	2グラムにつき1本として換算

(注) 葉巻たばこについては、21 ページ以降に記載の「主な葉巻たばこの簡易換算表」をご利用ください。

また、葉巻たばこ及び加熱式たばこ以外のたばこは、包装に表示された重量に基づいて本数に換算して差し支えありません。

5 「加熱式たばこ」の所持数量については、次の計算式により、本数に換算します。実務上は、「加熱式たばこの簡易換算表」（国税庁ホームページに掲載）により、本数に換算してください。

$$\begin{aligned} \text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} &= A + B + C \\ A &= \text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を含む。)} \times 0.8 \\ B &= \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く。)}}{0.4g} \times 0.5 \times 0.2 \\ C &= \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格(約 22.07円)}} \times 0.5 \times 0.2 \end{aligned}$$

6 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて、旅館、ホテル又は飲食店等で製造たばこの販売をしている場合には、その出張販売先で所持している製造たばこの数量も所持数量に含まれます。

(注) たばこ事業法上の小売販売業の許可又は出張販売の許可を受けていない旅館、ホテル又は飲食店等が、利用客等の求めに応じてその利用客等に提供するための買い置きとして所持している製造たばこについては、手持品課税の対象とはなりません。

7 小売販売業者が、自動販売機で製造たばこを販売している場合には、その自動販売機内にある製造たばこの数量も所持数量に含まれます。

8 手持品課税の日前に、販売業者に販売され又は販売業者から返品された製造たばこ（納品書等の日付が手持品課税の日前のもの）が、手持品課税の時（手持品課税の日午前0時現在）に運送途中にある場合には、荷受人である販売業者等が所持していることとなります。

### 3 税額の計算方法

手持品課税による税額は、所持数量に次の表の税率を乗じて計算します。

税 率 (1,000 本あたり)		
国	都 道 府 県	市 区 町 村
た ば こ 税	道 府 県 た ば こ 税	市 町 村 た ば こ 税
500 円 (1 本あたり 0.5 円)	70 円 (1 本あたり 0.07 円)	430 円 (1 本あたり 0.43 円)

### 4 申告の方法

手持品課税の対象となる製造たばこを所持するたばこの販売業者の方は、次の(1)から(4)の申告書(4枚複写)を作成の上、(2)から(4)(複写の2枚目以降)を**平成30年10月31日(水)**までに営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に一括して提出してください。

- (1) 「たばこ税等の手持品課税納税申告書」…申告者控用
- (2) 「たばこ税の手持品課税納税申告書」…税務署提出用
- (3) 「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」…都道府県提出用
- (4) 「市町村たばこ税の手持品課税納税申告書」…市区町村提出用

〔ここでいう「区」とは、東京23特別区です。  
政令指定都市の区の場合は、市長宛になります。〕

**申告書の用紙は、4枚複写となっており、切り離さずボールペンで強くはつきりにご記入ください。**

また、申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署において一括して受け付けますので、都道府県や市区町村に別途提出していただく必要はありません。

なお、所轄税務署が遠方にあるなどの事情がある場合には、管轄の都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場に一括して提出していただいても差し支えありません。いずれに提出した場合であっても、申告書は同じ日にそれぞれの提出先に提出されたものとして受理されます。

#### 《郵送する場合》

申告書は、郵送等による提出も受け付けています。この場合は、所轄税務署宛に送付願います。

收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した「申告者控用」のほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。

※ 申告書の控えへの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

## 《申告に当たっての注意事項》

1 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに、作成して提出してください。

なお、複数の営業所等を同一税務署管内、かつ、同一市区町村内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、各営業所等ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

2 小売販売業者が、たばこ事業法第 26 条の規定による出張販売の許可を受けて出張販売先で所持する製造たばこ、倉庫業者等に保管させている製造たばこ、又は、自動販売機内に所持する製造たばこについては、これら出張販売先等の製造たばこの数量を管理している営業所の所持数量に含めて申告します。

なお、自動販売機の設置場所においても、たばこ事業法第 22 条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、上記営業所の所持数量に含めず、別途申告書の作成が必要です。

（注）営業所とは、小売販売業者がたばこ事業法第 22 条の規定により財務大臣の許可を受けた場所をいい、貯蔵場所とは、小売販売業者以外の者（製造者、特定販売業者及び卸売販売業者）がたばこを貯蔵している場所（製造場又は保税地域を除く。）をいいます。

## 5 申告書の提出期限

**平成 30 年 10 月 31 日（水）**です。

提出期限を過ぎて申告しますと加算税又は加算金が課される場合がありますので、期限内に申告されますよう、十分ご注意ください。

## 6 税金の納付期限

たばこ税の納期限は、**平成 31 年 4 月 1 日（月）**です。

申告書の提出期限から納期限までに約5か月間ありますので、納期限をお忘れにならないようご注意ください。

次の税区分に応じた納付書を使用して、それぞれに定められた方法により納付してください。 ※ 設例に係る 18 ページの記載例も参照してください。

税 区 分	納 付 書 の 種 類	納 付 手 続
国のたばこ税	「たばこ税納付書」	金融機関（銀行等）又は、税区分に応じ、納税地を所轄する税務署、都道府県税事務所若しくは市区町村役場税務課の窓口で納付します。なお、地方税の収納を取り扱う金融機関は、都道府県及び市区町村によって異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。
道府県たばこ税	「道府県たばこ税納付書」	
市町村たばこ税	「市町村たばこ税納付書」	

（注）1 納付書の「住所」、「氏名」欄には、申告書の「申告者」欄に記入された住所及び氏名を記載してください。

2 営業所又は貯蔵場所ごとに複数の申告書を作成したときには、納付書も申告書ごとにそれぞれ作成してください。

3 納期限を経過してから納付されますと、納期限の翌日から納付日までの延滞税又は延滞金を併せて納付する必要がありますので、必ず期限内に納付してください。

# Ⅲ 申告書の記載要領及び注意事項

## たばこ税等の手持品課税納税申告書

※ 収受印	※	申告者の種別	卸・小	通信日付印	※平成 年 月 日
(A) 平成 年 月 日	(D) 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )			
税務署長殿	(E) 住所又は居所	(〒 - ) ( ☎ - - )		店舗名 ( )	
(B) 知事殿	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)		(印)	
市町村長殿	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください			
(F)	同上代理人	(印)			
(F) 下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
(G) 製造たばこの区分	(H) 所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	(J) この申告書による税額(1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額
紙巻たばこ		⑥ 本		⑭ (⑥×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ	① g	⑦ (①×1) 本		葉巻たばこの本数換算にあたっては、21ページ以降に記載の「主な葉巻たばこの簡易換算表」をご利用ください。	
パイプたばこ	② g	⑧ (②×1) 本			円
刻みたばこ	③ g	⑨ (③×0.5) 本		0.5 ⑰ (⑨×0.5) 円	㉑ 円
加熱式たばこ		⑩ 本		加熱式たばこの本数換算にあたっては、「加熱式たばこの簡易換算表」(国税庁ホームページに掲載)をご利用ください。	
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本			円
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本			円
(I) 所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥~⑫の合計) 本		(K) 税額の合計額(100円未満切捨て)	⑲ (⑭~⑳の合計) 円	㉒ (㉑~㉓の合計) 円
			(L) 納付すべき税額	⑳ (㉑又は㉑-㉒) 円	00
				00	00
区 分	(M) 課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率	(N) 税額 (1円未満切捨て)	
道府県税	⑳ (㉑)		0.07	㉒ (㉑×0.07) 円	
市町村税	本		0.43	㉓ (㉑×0.43) 円	
区 分	(O) 税額の合計額(1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額		(P) 納付すべき税額(1円単位で記入)
道府県税	㉔ (㉒)		円	㉕	円 ㉖ (㉔又は㉔-㉕) 円
市町村税	㉗ (㉓)		円	㉘	円 ㉙ (㉗又は㉗-㉘) 円
税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (電話番号 - - )			
(Q) 出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所 在 地		名 称		
	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	(〒 - ) ( ☎ - - )				

申告者控用

◎ 申告期限は平成30年10月31日(水)です

◎ 納期限は平成31年4月1日(月)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。

2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

## お願い

- 4枚複写（ノーカーボン）となっていますので、切り離さず1枚目の申告者控用の用紙に**ボールペンで強くはっきりと記入し、4枚全てに押印の上、2～4枚目を提出先に提出してください。**郵送により提出する場合は、4ページを参照してください。  
なお、1枚目は申告者の控えとなりますので、大切に保管してください。
- ※印の付いている欄には、記入しないでください。

## 記入の仕方

- Ⓐ 申告書の提出年月日を記入します。
- Ⓑ 申告書の提出先の税務署名、都道府県名及び市区町村名を記入します。  
(注) 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに提出する必要があります。  
なお、申告書は郵送等により提出できます（営業所又は貯蔵場所の所轄税務署宛に送付願います。）。

### Ⓒ 「申告者の種別」欄

次の場合に依じて「卸」又は「小」に○印を付します。

小売販売業者以外の場合	卸
小売販売業者の場合	小

### Ⓓ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄

小売販売業者の場合	たばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けている営業所の所在地及び名称を記入します。 コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の場合には、 <b>店舗名</b> も併せて記入してください。
上記以外の場合	貯蔵場所の所在地と名称を記入します。

### Ⓔ 「申告者」欄

	「住所又は居所」欄	「氏名又は名称及び代表者氏名」欄	「個人番号又は法人番号」欄(※)
個人の場合	住所を記入します。	氏名を記入します。	個人番号(12桁)を記入します。
法人の場合	本店所在地を記入します。	その名称(「〇〇〇株式会社」と代表者の役職名と氏名(「代表取締役〇〇〇〇」)を記入します。	法人番号(13桁)を記入します。

(注) 申告手続を支店長など代理人が行う場合には、事前に所轄税務署へ「申告・申請等事務代理人届出書」による届出が必要となります。この場合には、「同上代理人」欄に代理人の役職名(又は職業)と氏名を記入します。

※ 「個人番号又は法人番号」欄は、4枚複写の2枚目から記入してください。  
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、19ページをご覧ください。

- Ⓕ この申告書を期限内に提出する場合には、( )内の文字を二重線で抹消します。  
(注) 期限後申告又は修正申告の場合は、該当するいずれかに○印を付します。

㉓ 「所持重量」①～⑤欄

「①～⑤」欄には、平成30年10月1日午前0時現在に所持する販売用の葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみ用のたばこ、かぎ用のたばこの重量をそれぞれ区分ごとグラム単位で記入します。

(注) グラム未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた重量を記入します。

㉔ 「所持する製造たばこの数量」⑥～⑫欄

「⑥」欄には、平成30年10月1日午前0時現在に所持する販売用の紙巻たばこ（三級品に該当するものを除きます。）の本数を記入します。

**箱数又はカートン数ではありませんので、特にご注意ください。**

「⑦、⑧」欄には、それぞれ左欄の「①、②」欄に記入した重量に「1」を乗じて計算した数量（本数）を記入します。

「⑨、⑪、⑫」欄には、それぞれ左欄の「③、④、⑤」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入します。

「⑩」欄には、平成30年10月1日午前0時現在に所持する販売用の加熱式たばこについて、「加熱式たばこの簡易換算表」（国税庁ホームページに掲載）により換算した数量（本数）を記入します。

(注) 計算した数量に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てた数量を記入します。

㉕ 「所持する製造たばこの数量の合計」⑬欄

「⑥～⑫」欄に記入した本数の合計本数を記入します。

㉖ 「この申告書による税額」⑭～⑳欄

「⑭～⑳」欄には、左の「⑥～⑫」欄に記入した数量に「1本当たりの税率」欄の税率0.5を乗じて計算した金額を記入します。

(注) 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

㉗ 「税額の合計額」㉑欄

「㉑」欄には、「⑭～⑳」欄に記入した金額の合計額を記入します。

(注) 100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額を記入します。

**下記㉘の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。**

㉘ 「納付すべき税額」㉓欄

「㉓」欄には、「㉑」欄に記入した金額をそのまま記入し、修正申告の場合には、「㉑」欄の金額から「㉒」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

⇒ 「たばこ税納付書」に「㉓」欄の金額を記入し、平成31年4月1日(月)までに納付してください(5、18ページ参照)。

＜卸売販売業者等が小売販売用のたばこを所持する場合＞

都道府県提出用（3枚目）と市区町村提出用（4枚目）の「★⑥～★⑫」欄に、小売販売用に所持しているたばこの本数を記入します（複写とはなっていないのでご注意ください）。

記入後は、申告書控用（1枚目）の記入に戻ります。

㉙ 「課税標準となる製造たばこの本数」㉔欄

小売販売業者の場合には、「⑬」欄の数量（本数）を記入します。

卸売販売業者等の場合には、所持する「小売用の製造たばこ」の本数（都道府県提出用（3枚目）の「★⑥～★⑫」欄の合計本数）を記入します。

㊦ 「税額」③②、③③欄

「③①」欄に記入した数量に、「1本当たりの税率」欄の税率「0.07」を乗じて計算した金額を「③②」欄に、「0.43」を乗じて計算した金額を「③③」欄にそれぞれ記入します。

(注) 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

**上記㊦の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。**

㊧ 「税額の合計額」③④、③⑤欄

「③④」欄には「③②」欄に記入した金額を、「③⑤」欄には「③③」欄に記入した金額をそれぞれ記入します。

㊨ 「納付すべき税額」③⑧、③⑨欄

「③⑧」欄には「③④」欄に記入した金額をそのまま記入し、修正申告の場合には、「③④」欄の金額から「③⑥」欄の金額を差し引いた金額を**1円単位で記入**します。

⇒ 「道府県たばこ税納付書」に「③⑧」欄の金額を記入し、平成31年4月1日(月)までに納付してください(5ページ参照)。

「③⑨」欄には「③⑤」欄に記載した金額をそのまま記入し、修正申告の場合には、「③⑤」欄の金額から「③⑦」欄の金額を差し引いた金額を**1円単位で記入**します。

⇒ 「市町村たばこ税納付書」に「③⑨」欄の金額を記入し、平成31年4月1日(月)までに納付してください(5ページ参照)。

㊩ 「出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称」欄

たばこ事業法第26条による出張販売許可を受けている出張販売先(喫茶店、旅館及びホテル等)において、対面販売又は自動販売機により製造たばこを販売している場合などに、その所在地と名称を記入します。

(注) これらの場所が3か所以上あるため記入しきれない場合には、適宜の用紙に記載し、申告書に添付して提出してください。

＜修正申告の場合の留意点＞

修正申告の場合には、次の点に留意してください。

- 「①～⑬」及び「③①」欄には、修正後の正しい重量、数量(本数)を、それぞれ記入します。
- 「⑭～⑳」及び「③②～③⑤」欄には、修正後の正しい税額を、それぞれ記入します。
- 「㉒～㉔」、「③⑥」及び「③⑦」欄には、修正申告前に提出した申告書の「⑭～⑳」、「③④」及び「③⑤」欄に記入した金額をそれぞれ記入します。
- 「③⑧」、「③⑨」及び「③⑩」欄は、次のとおり計算し、記入します。  
「③⑧」欄 = 「㉒」欄 - 「㉔」欄 (100円未満切捨て)  
「③⑨」欄 = 「③④」欄 - 「③⑥」欄 (1円未満切捨て)  
「③⑩」欄 = 「③⑤」欄 - 「③⑦」欄 (1円未満切捨て)

＜複数店舗をまとめて申告する場合の注意点＞

同一税務署管内かつ同一市区町村内に有する複数の店舗等をまとめて申告する場合、税額の計算は、合計した所持数量を基に計算します(1店舗ごとに税額の端数処理をして、合計税額を計算することはできません。)

納付書は、代表店舗分にまとめた店舗分の合計金額を記載してください(各店舗分の納付書を個別に作成する必要はありません。)

(例) 一般的な小売販売業者が複数店舗をまとめた場合の計算

○ 正しい税額計算

店 舗	所持数量	1本当たりの税率			
		たばこ税		道府県税	市町村税
		0.5		0.07	0.43
A 店	14,480本	7,240円	—	—	—
B 店	6,320本	3,160円	—	—	—
C 店	560本	280円	—	—	—
合 計	(申告書 <sup>⑬⑳</sup> 欄) 21,360本	10,680円	➡ (申告書 <sup>㉑</sup> 欄) 10,600円	(申告書 <sup>㉒</sup> 欄) 1,495円	(申告書 <sup>㉓</sup> 欄) 9,184円

○ 誤った税額計算 (店舗ごとに税額の端数処理を行うことはできません。)

店 舗	所持数量	1本当たりの税率			
		たばこ税		道府県税	市町村税
		0.5		0.07	0.43
A 店	14,480本	7,240円 ➡ 7,200円	1,013円	6,226円	
B 店	6,320本	3,160円 ➡ 3,100円	442円	2,717円	
C 店	560本	280円 ➡ 200円	39円	240円	
合 計	21,360本	—	10,500円	1,494円	9,183円

## Ⅳ 設例による税額の計算及び申告書の記載例

### (設例1) たばこ事業法第26条第1項の許可を受けた出張販売先がある場合

【千代田区の営業所】	【港区に設置している自動販売機】 (許可を受けた出張販売先)																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">10,000 本</td> </tr> <tr> <td>パイプたばこ</td> <td style="text-align: right;">300 ㍗</td> </tr> <tr> <td>刻みたばこ</td> <td style="text-align: right;">200 ㍗</td> </tr> </table> <p>上記の他に、次のような状況の紙巻たばこがある。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">① 運送途中の紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">1,000 本</td> </tr> <tr> <td>② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">1,400 本</td> </tr> <tr> <td>③ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が未了のもの</td> <td style="text-align: right;">500 本</td> </tr> <tr> <td>④ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が完了したもの</td> <td style="text-align: right;">2,000 本</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 2px;">※ 紙巻たばこは、三級品以外のものである。</p>	紙巻たばこ	10,000 本	パイプたばこ	300 ㍗	刻みたばこ	200 ㍗	① 運送途中の紙巻たばこ	1,000 本	② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ	1,400 本	③ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が未了のもの	500 本	④ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が完了したもの	2,000 本	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">7,000 本</td> </tr> </table>	紙巻たばこ	7,000 本
紙巻たばこ	10,000 本																
パイプたばこ	300 ㍗																
刻みたばこ	200 ㍗																
① 運送途中の紙巻たばこ	1,000 本																
② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ	1,400 本																
③ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が未了のもの	500 本																
④ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が完了したもの	2,000 本																
紙巻たばこ	7,000 本																

### 1 申告義務の判定

申告義務を判定するに当たり、製造たばこの所持数量を算定します。

#### (1) 紙巻たばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこの数量(本数)と「港区に設置している自動販売機(出張販売先)」で所持する紙巻たばこの数量(本数)を合計します。

そのほか、「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこの数量(本数)には、

- ① 平成30年10月1日午前0時現在、運送途中のもの…………… 1,000 本
- ② 平成30年10月1日午前0時現在、倉庫業者に預けているもの………1,400 本
- ③ 平成30年10月1日午前0時以前に顧客に販売し、顧客から預かっているもので、代金決済が未了のもの……………500 本

も含まれます。

※ ④ 顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が完了したものは、手持品課税の対象外です(3ページ<<所持数量の判定における注意事項>>3を参照)。

<p>&lt;紙巻たばこの所持数量合計&gt; <b>19,900 本</b> (12,900 本+7,000 本)          【千代田区の営業所】10,000 本+1,000 本+1,400 本+500 本 = 12,900 本          【港区に設置している自動販売機(出張販売先)】7,000 本</p>
---

#### (2) パイプたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持するパイプたばこについて、重量から本数に換算します。

$$300 \text{ ㍗} \times 1 (1 \text{ ㍗を} 1 \text{ 本として換算}) = \underline{300 \text{ 本}}$$

#### (3) 刻みたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する刻みたばこについて、重量から本数に換算します。

$$200 \text{ ㍗} \times 0.5 (2 \text{ ㍗を} 1 \text{ 本として換算}) = \underline{100 \text{ 本}}$$

判 定	(1)から(3)の合計数量(本数)で申告義務を判定します。		
	(1) 紙巻たばこ		19,900本
	(2) パイプたばこ		300本
	(3) 刻みたばこ		100本
	合 計		20,300本
20,300本 ≥ 20,000本 ⇒ <b>申告義務あり</b>			

## 2 納付すべき税額の計算

設例の場合、税額の基礎となる数量(所持数量)は、千代田区の営業所の分に港区の自動販売機(出張販売先)の分も含めますので、次のようになります。

税 額 の 基 礎 と な る 数 量			
営業所(店舗)の所在地	たばこの区分	所持本数	摘 要
千 代 田 区 霞 が 関	紙巻たばこ	19,900本	—
	パイプたばこ	300本	1 <del>2</del> を1本として換算
	刻みたばこ	100本	2 <del>2</del> を1本として換算
	合 計	20,300本	—

税額の基礎となる数量を基に、税額をそれぞれ計算します。

### (1) たばこ税

たばこの区分	所持本数	税 率	税 額	摘 要
紙巻たばこ	19,900本	0.5	9,950円	円未満切捨て
パイプたばこ	300本		150円	
刻みたばこ	100本		50円	
合 計		10,150円		
納 付 す べ き 税 額			10,100円	100円未満切捨て

### (2) 道府県たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税 率	税 額	摘 要
紙巻たばこ	19,900本	20,300本	0.07	1,421円	円未満切捨て
パイプたばこ	300本				
刻みたばこ	100本				
納 付 す べ き 税 額				1,421円	円未満切捨て

### (3) 市町村たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税 率	税 額	摘 要
紙巻たばこ	19,900本	20,300本	0.43	8,729円	円未満切捨て
パイプたばこ	300本				
刻みたばこ	100本				
納 付 す べ き 税 額				8,729円	円未満切捨て

設例1の申告書の記載例は、13ページのとおりです。  
納付書の記載例は、18ページのとおりです。

《設例1の申告書記載例》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

(取受印)		※		申告者の種別	卸・ <input checked="" type="radio"/> 小	通信日付印	※平成 年 月 日
平成30年10月●日  麹町 税務署長殿  東京都 知事殿  千代田区 市町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒●●●-●●●●) (区 ●●-●●●●-●●●●) 千代田区霞が関1-●-●● 株式会社国税商事 霞が関一丁目支店 店舗名( )				
	住所又は居所		(〒●●●-●●●●) (区 ●●-●●●●-●●●●) 千代田区霞が関3-●-●●				
	氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ) カフシキガイシャ コクセイショウジ 株式会社 国税商事 代表取締役 ●●●● (印)				
	個人番号又は法人番号		この欄は、2枚目から記入してください				
	同上代理人		(印)				
下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。							
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ	/	⑥ 19.900 本	0.5	⑭(⑥×0.5) 9.950 円		⑳ 円	
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円		㉑ 円	
パイプたばこ	② 300 g	⑧(②×1) 300 本		⑯(⑧×0.5) 150 円		㉒ 円	
刻みたばこ	③ 200 g	⑨(③×0.5) 100 本		⑰(⑨×0.5) 50 円		㉓ 円	
加熱式たばこ	/	⑩ 本		⑱(⑩×0.5) 円		㉔ 円	
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円		㉕ 円	
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本		⑳(⑫×0.5) 円		㉖ 円	
所持する製造たばこの数量の合計	⑬(⑥~⑫の合計) 20.300 本		税額の合計額(100円未満切捨て) 10.100 円		㉗(㉒~㉖の合計) 00 円		
納付すべき税額			30(㉑又は㉑-㉒) 円		10.100 円		
区分	課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率	税額(1円未満切捨て)			
道府県税	㉑(⑬)		0.07	㉘(㉑×0.07) 1.421 円			
市町村税	20.300 本		0.43	㉙(㉑×0.43) 8.729 円			
区分	税額の合計額(1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額		納付すべき税額(1円単位で記入)		
道府県税	㉚(㉘) 1.421 円		㉛ 円		㉜(㉚又は㉚-㉛) 1.421 円		
市町村税	㉝(㉙) 8.729 円		㉞ 円		㉟(㉝又は㉝-㉞) 8.729 円		
税理士法第30条の書面提出		<input checked="" type="radio"/>	作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出		<input checked="" type="radio"/>	(印) (電話番号 - - )				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称			
	(〒●●●-●●●●) (区 ●●-●●●●-●●●●) 港区●●1-2-3			●●●自動販売機			

申告者控用  
 ◎申告期限は平成30年10月31日(水)です  
 ◎納期限は平成31年4月1日(月)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。  
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

《設例2》他に営業所（店舗）があり、かつ、自動販売機の設置がある場合	
<b>【柏店】</b> 《店舗内》 紙巻たばこ 13,000本 《店舗の設置自動販売機内》 紙巻たばこ 3,000本	<b>【川口店】</b> 《店舗内》 紙巻たばこ 4,500本
※ 紙巻たばこは、三級品以外のものである。	

## 1 申告義務の判定

申告義務を判定するに当たり、製造たばこの所持数を算定します。

複数の営業所等があり、それぞれの営業所等の場所で製造たばこを所持する場合には、その所持する製造たばこの数を全て合計し、その合計数が2万本以上となるかどうかにより手持品課税の対象となるかどうかを判定しますので、「柏店」で所持する紙巻たばこの数量（本数）と「川口店」で所持する紙巻たばこの数量（本数）を合計します。

判 定	【柏店】紙巻たばこ（店舗内）	13,000本
	【柏店】紙巻たばこ（店舗の設置自動販売機内）	3,000本
	【川口店】紙巻たばこ（店舗内）	4,500本
	合 計	20,500本
20,500本 ≥ 20,000本 ⇒		申告義務あり

## 2 納付すべき税額の計算

申告書は、営業所（店舗）ごとに提出する必要がありますので、「柏店」と「川口店」とに区分して税額の計算を行います。

（注1）自動販売機の設置場所において、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、「柏店」と区分して税額の計算を行い、申告書を提出する必要があります。

（注2）複数の営業所等を同一税務署管内、かつ、同一市区町村内に有する場合には、それぞれの所持数を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、営業所等ごとの所持数の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

税 額 の 基 礎 と な る 数 量			
営業所(店舗)の所在地	たばこの区分	所持本数	摘 要
千葉県 柏市	紙巻たばこ	16,000本	—
埼玉県 川口市	紙巻たばこ	4,500本	—

税額の基礎となる数量を基に、税額をそれぞれ計算します。

【柏店分の税額計算】

(1) たばこ税

たばこの区分	所持本数	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	16,000本	0.5	8,000円	円未満切捨て
合計			8,000円	
納付すべき税額			8,000円	100円未満切捨て

(2) 道府県たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	16,000本	16,000本	0.07	1,120円	円未満切捨て
納付すべき税額				1,120円	円未満切捨て

(3) 市町村たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	16,000本	16,000本	0.43	6,880円	円未満切捨て
納付すべき税額				6,880円	円未満切捨て

設例2の柏店の申告書の記載例は、16ページのとおりです。  
納付書の記載例は、18ページのとおりです。

【川口店分の税額計算】

(1) たばこ税

たばこの区分	所持本数	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	4,500本	0.5	2,250円	円未満切捨て
合計			2,250円	
納付すべき税額			2,200円	100円未満切捨て

(2) 道府県たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	4,500本	4,500本	0.07	315円	円未満切捨て
納付すべき税額				315円	円未満切捨て

(3) 市町村たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	4,500本	4,500本	0.43	1,935円	円未満切捨て
納付すべき税額				1,935円	円未満切捨て

設例2の川口店の申告書の記載例は、17ページのとおりです。  
納付書の記載例は、18ページのとおりです。

《設例2の申告書記載例（柏店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

収受印 平成30年10月●日 柏 税務署長殿 千葉県 知事殿 柏 市町村長殿		※	申告者の種別	卸・ <b>小</b>	通信日付印	※平成 年 月 日	
		営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) <b>千葉県柏市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 柏店</b> 店舗名( ●●ストア柏店 )	住所又は居所	(〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) <b>千代田区霞が関3-●-●●</b>	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) <b>カフシキガイシャ カスミガセキショウテン</b> <b>株式会社 霞が関商店</b> 代表取締役 ●●●●  (印)	個人番号又は法人番号
		同上代理人					(印)
下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。							
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ	/	⑥ 本 <b>16.000</b>	0.5	⑭(⑥×0.5) 円 ⑲ <b>8.000</b>		円	
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円		円	
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本		⑯(⑧×0.5) 円		円	
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本		⑰(⑨×0.5) 円		円	
加熱式たばこ	/	⑩ 本		⑱(⑩×0.5) 円		円	
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑳(⑪×0.5) 円		円	
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本		㉑(⑫×0.5) 円		円	
所持する製造たばこの数量の合計	⑬(⑥~⑫の合計) 本 <b>16.000</b>		税額の合計額(100円未満切捨て)	㉒(⑭~㉑の合計) 円 <b>8.000</b>		㉓(㉒~㉔の合計) 円 00	
		納付すべき税額		㉔(㉒又は㉒-㉓) 円 <b>8.000</b>		/	
区分	課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率	税額(1円未満切捨て)			
道府県税	⑪(⑬)		0.07	㉕(⑪×0.07) 円 <b>1.120</b>			
市町村税	<b>16.000</b> 本		0.43	㉖(⑪×0.43) 円 <b>6.880</b>			
区分	税額の合計額(1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)			
道府県税	⑭(⑲) 円 ㉗ <b>1.120</b>		円 ㉘	㉙(㉕又は㉕-㉖) 円 <b>1.120</b>			
市町村税	⑳(㉑) 円 ㉚ <b>6.880</b>		円 ㉛	㉜(㉖又は㉖-㉗) 円 <b>6.880</b>			
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>		作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>		(印) (電話番号 - - )				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称			
	(〒 - ) (☎ - - )						
	(〒 - ) (☎ - - )						

申告者控用  
 ◎申告期限は平成30年10月31日(水)です  
 ◎納期限は平成31年4月1日(月)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。  
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

《設例2の申告書記載例（川口店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

収受印 平成30年10月●日 川口 税務署長殿 埼玉県 知事殿 川口 市町村長殿		※		申告者の種別	卸・ <b>小</b>	通信日付印	※平成 年 月 日	
		営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) 埼玉県川口市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 川口 店舗名( ●●ストア川口店 )		住所又は居所		(〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) 千代田区霞が関3-●-●		申告者 氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) カフシキガイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●●●● (印)
個人番号又は法人番号		この欄は、2枚目から記入してください		同上代理人		(印)		
製造たばこの区分		所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ	/	g	⑥ 4.500 本	0.5	⑭ (⑥×0.5) 円	⑳ 円		
葉巻たばこ	①	g	⑦ (①×1) 本		⑮ (⑦×0.5) 円	㉑ 円		
パイプたばこ	②	g	⑧ (②×1) 本		⑯ (⑧×0.5) 円	㉒ 円		
刻みたばこ	③	g	⑨ (③×0.5) 本		⑰ (⑨×0.5) 円	㉓ 円		
加熱式たばこ	/	g	⑩ 本		⑱ (⑩×0.5) 円	㉔ 円		
かみ用のたばこ	④	g	⑪ (④×0.5) 本		⑲ (⑪×0.5) 円	㉕ 円		
かぎ用のたばこ	⑤	g	⑫ (⑤×0.5) 本		㉚ (⑫×0.5) 円	㉖ 円		
所持する製造たばこの数量の合計		⑬ (⑥~⑫の合計) 4.500 本		税額の合計額 (100円未満切捨て)	㉙ (⑭~⑳の合計) 2.200 円	㉗ (㉑~㉖の合計) 00 円		
納付すべき税額				㉚ (㉙又は㉙-㉗) 円	2.200 円	/		
区分	課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率		税額 (1円未満切捨て)			
道府県税	⑪ (⑬)		0.07		㉛ (⑬×0.07) 315 円			
市町村税	4.500 本		0.43		㉜ (⑬×0.43) 1.935 円			
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額		納付すべき税額 (1円単位で記入)			
道府県税	㉛ (㉛) 315 円		㉞ 円		㉝ (㉛又は㉛-㉞) 315 円			
市町村税	㉜ (㉜) 1.935 円		㉟ 円		㉞ (㉜又は㉜-㉟) 1.935 円			
税理士法第30条の書面提出		有		作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出		有		(印) (電話番号 - - )				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		(〒 - ) (☎ - - )		名称			
	所在地		(〒 - ) (☎ - - )					

申告者控用  
 ◎申告期限は平成30年10月31日(水)です  
 ◎納期限は平成31年4月1日(月)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。  
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

## V 納付書の記載要領及び注意事項

### 【たばこ税納付書】

#### 《設例 1 における納付書記載例》

「整理番号」欄は記入しないでください。

納付書 (納付書) 領収済通知書 (記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

年度 3 0 税目番号 2 5 0 税務番号 0 0 0 1 2 3 4 5 整理番号

納期限 平成 31 年 4 月 1 日

住所 (所在地) 千代田区霞が関 3-0-0 (千代田区霞が関 1-0-0) 氏名 (法人名) 株式会社 国税商事 (霞が関一丁目支店)

本税 1 0 1 0 0 重加算税 合計額 ¥ 1 0 1 0 0

納期等の区分 (申告区分) 1 2 3 4 5 6 7 0 (納定額) 5 1

申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名を記入します。  
 なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

申告書の「③」欄 (13 ページ参照) の金額を記入します。  
 ※ 「合計額」欄の頭に「¥」を記入してください。

#### 《設例 2 における納付書記載例》

店舗	住所 (所在地) 欄及び氏名 (法人名) 欄	本税・合計額欄
柏店	千代田区霞が関 3-0-0 (千葉県柏市 001-2-3) 株式会社 霞が関商店 (000ストア柏店)	¥ 8 0 0 0 ※ 「¥」は合計額欄のみに記入
川口店	千代田区霞が関 3-0-0 (埼玉県川口市 001-2-3) 株式会社 霞が関商店 (000ストア川口店)	¥ 2 2 0 0 ※ 「¥」は合計額欄のみに記入

### 【道府県たばこ税納付書・市町村たばこ税納付書】

「道府県たばこ税納付書」及び「市町村たばこ税納付書」については、都道府県及び市区町村によって様式が異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。

## Ⅵ その他

### 1 小売販売業者の方の記帳

小売販売業者の方は、適正な手持品課税の申告手続きが行えるよう平成 30 年 9 月 24 日（月）から平成 30 年 10 月 8 日（月）までの間、次の事項を日々記帳してください（記帳の仕方については、20 ページの「小売販売業者の帳簿の記載例」を参照してください。）。

- (1) 購入した製造たばこの区分ごとの数量、購入年月日並びに仕入先の住所及び氏名又は名称（ただし、仕入れに関する納品書等を保存している場合には、省略して差し支えありません。）
- (2) 販売した製造たばこの区分ごとの数量及び販売年月日
- (3) 返品した製造たばこの区分ごとの数量、返品年月日並びに返品先の住所及び氏名又は名称

（注）常時製造たばこの取扱数量が 2 万本未満であるなど、平成 30 年 10 月 1 日午前 0 時現在の製造たばこの所持数量が明らかに 2 万本未満であると認められる場合においては、日々の記帳によらず、一定期間（1 か月以内）ごとのまとめ記帳によることとして差し支えありません。

### 2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

手持品課税に係る申告書については、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

例 1 マイナンバーカード（個人番号カード）

例 2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

【社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報やお問合せ】

- ・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ [www.cao.go.jp/bangouseido/](http://www.cao.go.jp/bangouseido/)  
(マイナンバー)
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178



【国税に関するマイナンバー制度の最新情報】

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー

検索

[www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト

検索

[www.houjin-bangou.nta.go.jp](http://www.houjin-bangou.nta.go.jp)

# 小売販売業者の帳簿の記載例

年月日	仕入 (取替えを含む。)			販売			返品 (取替えを含む。)			参考 (在庫数)	
	たばこの区分	数量	仕入先	たばこの区分	数量	仕入先	たばこの区分	数量	摘要		仕入先
平成30年 9月24日	紙 葉 パイプ	20×700箱 200g 200g	港区虎ノ門 国税たばこ 販売所 〇〇支店	紙 葉 パイプ	20×100箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売所 〇〇支店	紙 葉 パイプ	20×10箱	取替え分	港区虎ノ門 国税たばこ 販売所 〇〇支店	数量 紙 巻 18,000本 葉 巻 300g パイプ 巻 300g
9月30日	紙 葉 パイプ	20×300箱	"	紙 葉 パイプ	20×200箱 100g 100g						紙 巻 20,000本 葉 巻 200g (200本) パイプ 巻 200g (200本)
10月8日	紙 葉 パイプ	20×500箱	"	紙 葉 パイプ	20×100箱						紙 巻 25,000本 葉 巻 100g パイプ 巻 100g

この数量(本数換算後の合計本数)が、20,000本以上である場合に手持品課税の対象となります。  
 ※ 営業所を2以上有する場合には、各営業所で所持するたばこの数量をすべて合計して20,000本以上かどうかを判定します。

仕入れに関する納品書等を保存している場合には、仕入欄の記帳は省略して差し支えありません。

主な葉巻たばこの簡易換算表（五十音順）

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
アジオ・ハーフ・コロナ(5)	2.9	5	14.5	14.5	2.9
アジオ・フィルター・チップ	1.1	10	11.0	11.0	1.1
アジオ・フィルター・チップ・スウィート	1.1	10	11.0	11.0	1.1
アミーゴ・フィルター・チェリー	0.9	10	9.0	9.0	0.9
アミーゴ・フィルター・バニラ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
アルカポネ・ポケットフィルター・スイートコニャック	0.8	10	8.0	8.0	0.8
アルカポネ・スイート	1.6	10	16.0	16.0	1.6
アルカポネ・スイートフィルター	1.1	10	11.0	11.0	1.1
アルカポネ・ポケット	1.2	10	12.0	12.0	1.2
アルカポネ・ポケットフィルター・アイリッシュ・コーヒー	0.8	10	8.0	8.0	0.8
アルカポネ・ポケットフィルター・メンソール	0.7	10	7.0	7.0	0.7
アルカポネ・ポケットフィルター	0.8	10	8.0	8.0	0.8
アルカポネ・ポケットフィルター3's	0.8	3	2.4	2.4	0.8
インデペンデンス	8.0	1	8.0	8.0	8.0
インデペンデンス・エクストリーム・バニラ	9.5	1	9.5	9.5	9.5
ウイングス・トロピカルバニラ	1.2	20	24.0	24.0	1.2
エクスプローラー・スパイス・ラム	5.0	5	25.0	25.0	5.0
エクスプローラー・チョコレート・トリュフ	5.0	5	25.0	25.0	5.0
エクスプローラー・ハニー・ネクター	5.0	5	25.0	25.0	5.0
エクスプローラー・バニラ・クリーム	5.0	5	25.0	25.0	5.0
エセンシア・デ・カリブ・ショートロブスト	8.6	1	8.6	8.6	8.6
エセンシア・デ・カリブ・ドブロネス	7.0	1	7.0	7.0	7.0
カフェ・クレーム	0.7	10	7.0	7.0	0.7
カフェ・クレーム・アロマ	0.8	10	8.0	8.0	0.8
カフェ・クレーム・ヴァニラ	0.8	10	8.0	8.0	0.8
カフェ・クレーム・コーヒー	0.8	10	8.0	8.0	0.8
カフェ・クレーム・フィルター・アロマ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
カフェ・クレーム・ブルー	0.6	10	6.0	6.0	0.6
キース・スリム	0.6	20	12.0	12.0	0.6
キース・スリム・アロマ・フレッシュ	0.6	20	12.0	12.0	0.6

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
キース・スリム・アロマ・ミント(ローズ)	0.6	20	12.0	12.0	0.6
キース・スリム・アロマ・メルティ(メープル)	0.6	20	12.0	12.0	0.6
キース・スリム・エキゾチック	0.6	20	12.0	12.0	0.6
キース・スリム・ジャパクラシック	0.6	20	12.0	12.0	0.6
キース・スリム・ビターテイスト	0.6	20	12.0	12.0	0.6
キース・マイルド	0.8	20	16.0	16.0	0.8
キース・マイルド・アロマ・ロースト(カフェラテ)	0.8	20	16.0	16.0	0.8
キース・メンソール	0.8	20	16.0	16.0	0.8
キャプテン・ブラック・リトルシガー・ホワイトクリーム	0.9	20	18.0	18.0	0.9
キャプテン・ブラック・リトルシガー・ダーククリーム	0.9	20	18.0	18.0	0.9
キャプテン・ブラック・リトルシガー・クラシック	0.9	20	18.0	18.0	0.9
キャプテン・ブラック・リトルシガー・チェリー	0.9	20	18.0	18.0	0.9
キャプテン・ブラック・クラシック	1.1	20	22.0	22.0	1.1
キャプテン・ブラック・ダーク・クリーム	1.1	20	22.0	22.0	1.1
キャプテン・ブラック・チェリー	1.1	20	22.0	22.0	1.1
キャプテン・ブラック・ホワイトクリーム	1.1	20	22.0	22.0	1.1
キング・エドワード・スイートチェリー	3.1	5	15.5	15.5	3.1
キング・エドワード・スペシャル	3.3	5	16.5	16.5	3.3
キング・エドワード・フィルター・シガー	1.2	20	24.0	24.0	1.2
グアンタナメラ・ミニシガロ	0.7	20	14.0	14.0	0.7
クラブマスター・ブラックチェリー	1.2	20	24.0	24.0	1.2
クラブマスター・ブラックチェリー・フィルター	1.3	20	26.0	26.0	1.3
クラブマスター・ミニ・フィルター・バニラ	0.8	20	16.0	16.0	0.8
クラブマスター・ミニ・フィルター・ブルー	0.7	20	14.0	14.0	0.7
クラブマスター・ミニ・スマトラ	0.6	20	12.0	12.0	0.6
クラブマスター・ミニ・チョコレート	0.8	20	16.0	16.0	0.8
クラブマスター・ミニ・バニラ	0.8	20	16.0	16.0	0.8
クラブマスター・ミニ・ブラジル	0.7	20	14.0	14.0	0.7
クラブマスター・ミニ・ブルー	0.7	20	14.0	14.0	0.7
グリフィン・グリフィノス	0.9	20	18.0	18.0	0.9

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
グロリア	5.5	5	27.5	27.5	5.5
コイーバ・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
コイーバ・クラブ10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
コイーバ・クラブホワイト	1.1	20	22.0	22.0	1.1
コイーバ・クラブホワイト10	1.1	10	11.0	11.0	1.1
コイーバ・ショート	1.6	10	16.0	16.0	1.6
コイーバ・ミニシガリロ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
コイーバ・ミニシガリロ・ホワイト	1.0	20	20.0	20.0	1.0
コイーバ・ミニシガリロ・ホワイト10	1.0	10	10.0	10.0	1.0
コイーバ・ミニシガリロ10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
ゴールドシール・シガリロ	1.7	10	17.0	17.0	1.7
ゴールドシール・ペティト	1.0	10	10.0	10.0	1.0
コルツ・リトルシガー・スイートメンソール	0.9	20	18.0	18.0	0.9
コルツ・リトルシガー・オリジナル	0.9	20	18.0	18.0	0.9
コルツ・リトルシガー・グレープ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
コルツ・リトルシガー・ダークココア	0.9	20	18.0	18.0	0.9
コルツ・リトルシガー・チェリー	0.9	20	18.0	18.0	0.9
コルツ・リトルシガー・バニラ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
コロナ・スマトラ	9.4	1	9.4	9.4	9.4
サバンヌ・プチ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
J. コルテス・ウッドチップバニラ	1.2	8	9.6	9.6	1.2
J. コルテス・ウッドチップジンジャー	1.1	8	8.8	8.8	1.1
ジノ・クラシック・No. 7チュボス	5.5	1	5.5	5.5	5.5
ジノ・スマトラ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ジノ・ミニシガリロ20	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ジノ・ミニシガリロ20s	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ジョーカー・カオス(オリジナル)	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ジョーカー・カルマ(メンソール)	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ジョーカー・マンダラ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
シルクロード・リトルシガー	0.8	20	16.0	16.0	0.8

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
スウィッチャー・スイート・シガリロ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
スウィッチャー・スイート・ストロベリーシガリロ	3.1	5	15.5	15.5	3.1
スウィッチャー・スイート・チョコレートシガリロ	3.1	5	15.5	15.5	3.1
スウィッチャー・スイート・パーフェクト	6.9	5	34.5	34.5	6.9
スウィッチャー・スイート・フォイルパウチグレープ	3.2	2	6.4	6.4	3.2
スウィッチャー・スイート・フォイルパウチストロベリー	3.2	2	6.4	6.4	3.2
スウィッチャー・スイート・フォイルパウチブルーベリー	3.2	2	6.4	6.4	3.2
スウィッチャー・スイート・リトルシガーグレープ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
スウィッチャー・スイート・リトルシガーストロベリー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
スウィッチャー・スイート・リトルシガーピーチ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
スウィッチャー・スイート・フォイルパウチ	3.2	2	6.4	6.4	3.2
スウィッチャー・スイート・リトルシガー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
スウィッチャー・スイート・リトルシガーチェリー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
スウィッチャー・スイート・リトルシガーマンソール	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ソリティア・グレープ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ソリティア・レギュラー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ダッチマスター・コロナ・デラックス	9.3	4	37.2	37.2	9.3
ダッチマスター・シガリログレープ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
ダッチマスター・シガリロバニラ	3.3	5	16.5	16.5	3.3
ダッチマスター・フレッシュパックパルマ	2.9	2	5.8	5.8	2.9
ダッチマスター・フレッシュパックワイン	2.9	2	5.8	5.8	2.9
ダヌマン・スペシャル・スマトラ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ダヌマン・ミニ・ムーズ・ダブルフィルター	0.4	10	4.0	4.0	0.4
ダヌマン・ムーズ・フィルター	1.5	10	15.0	15.0	1.5
ダビドフ・クラブ・シガリロ	1.5	10	15.0	15.0	1.5
ダビドフ・ミニシガリロ・ゴールド10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
ダビドフ・ミニシガリロ・シルバー10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
ダビドフ・ミニシガリロ・ニカラグア20's	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ダビドフ・ミニシガリロ・プラチナム10's	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ダブルハピネス・オリジナル	0.5	20	10.0	10.0	0.5

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
ダブルハピネス・メンソール	0.5	20	10.0	10.0	0.5
トスカーノ・オリジナール	10.5	1	10.5	10.5	10.5
トスカーノ・クラシコ	7.7	1	7.7	7.7	7.7
トスカネロ・アロマ・アニス	3.8	1	3.8	3.8	3.8
トスカネロ・アロマ・カフェ	3.8	1	3.8	3.8	3.8
トスカネロ・アロマ・グラッパ	3.8	1	3.8	3.8	3.8
トスカネロ・アロマ・バニラ	3.8	1	3.8	3.8	3.8
ドンエステバン・シガロ	1.2	20	24.0	24.0	1.2
ネオス・エキゾチック	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ネオス・カプチーノ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ネオス・チョコレート	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ネオス・パシフィックアロマ	1.9	10	19.0	19.0	1.9
ネオス・パシフィックカフェ	1.8	10	18.0	18.0	1.8
ネオス・ミニ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ネオス・ミニ・バニラフィルター	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ネオス・ミニ・バニラ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ネオス・ミニレゼルバ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ハーベスト・スーパースリム・スウィート・チェリー	0.5	20	10.0	10.0	0.5
ハーベスト・スーパースリム・スウィート・バニラ	0.5	20	10.0	10.0	0.5
ハーベスト・スーパースリム・オリジナル	0.5	20	10.0	10.0	0.5
バスコ・ダ・ガマ・エスペシャル・チューボ	7.9	1	7.9	7.9	7.9
バックウッズ・スウィート・アロマティック	3.3	5	16.5	16.5	3.3
バックウッズ・ハニー	3.0	5	15.0	15.0	3.0
バックウッズ・ハニーベリー	3.0	5	15.0	15.0	3.0
ハバタンパ	4.3	5	21.5	21.5	4.3
ハバタンパ・ジュエル・スイート	4.3	5	21.5	21.5	4.3
ハバタンパ・バニラ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
パルタガス・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
パルタガス・セリークラブ・10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
パルタガス・セリークラブ・20's	1.1	20	22.0	22.0	1.1

銘 柄	1本当たり の重量	1個装当 たりの葉巻の 収容本数	1個装当 たりの換算の 基礎となる 重量	① 1個装当 たりの換算本 数	② 1本当たり の換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
パルタガス・チョコ	3.0	5	15.0	15.0	3.0
パルタガス・ミニシガリロ	0.7	20	14.0	14.0	0.7
パルタガス・セリーミニシガリロ10s	0.7	10	7.0	7.0	0.7
パルタガス・セリーミニシガリロ20s	0.7	20	14.0	14.0	0.7
パロマ	2.2	5	11.0	11.0	2.2
パンター・シティ・バニラ	0.6	20	12.0	12.0	0.6
パンター・シルエット	0.9	20	18.0	18.0	0.9
パンター・ビテッセ・デラックス	1.4	10	14.0	14.0	1.4
パンター・ミノン	2.1	10	21.0	21.0	2.1
ハンデルスゴールド・チェリー・チップ	3.6	5	18.0	18.0	3.6
ハンデルスゴールド・バニラ・チップ	3.6	5	18.0	18.0	3.6
ハンデルスゴールド・ホワイトココナッツ	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・アップル	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・クラシック	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・コーヒー	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・シガリロ・クラシック	1.0	10	10.0	10.0	1.0
ハンデルスゴールド・シガリロ・バニラ	1.2	10	12.0	12.0	1.2
ハンデルスゴールド・ストロベリー	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・チェリー	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・チョコレート	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・クラシック・ウッドチップ	4.1	5	20.5	20.5	4.1
ハンデルスゴールド・バニラ	2.3	5	11.5	11.5	2.3
ハンデルスゴールド・ブラック・ウッドチップ	3.9	5	19.5	19.5	3.9
ハンデルスゴールド100K	3.1	10	31.0	31.0	3.1
ピース・リトルシガー	0.9	18	18.0	18.0	0.9
ビリガー・エクスポート	4.3	5	21.5	21.5	4.3
ビリガー・エクスポート・マデュエロ	4.7	5	23.5	23.5	4.7
ビリガー・ミニ・エスプレッソ	1.1	10	11.0	11.0	1.1
ビリガー10・クラシック	0.9	10	9.0	9.0	0.9
ビリガー10・スイート・フィルター	0.8	10	8.0	8.0	0.8

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
ビリガー10・バニラ・フィルター	0.8	10	8.0	8.0	0.8
フォルテ・オリジナル	0.4	20	8.0	8.0	0.4
フォルテ・メンソール	0.4	20	8.0	8.0	0.4
フォルテ・ライト	0.4	20	8.0	8.0	0.4
プライベートストック・ミディアム・フィルターNo2 チューボ	11.9	1	11.9	11.9	11.9
ブラック・アンド・マイルド・シガー	3.6	5	18.0	18.0	3.6
ブラック・アンド・マイルド・ワイン・ベリー・シガー	3.7	5	18.5	18.5	3.7
ブラックジャック・スーパースリム・1	0.4	20	8.0	8.0	0.4
ブラックジャック・スーパースリム・5	0.4	20	8.0	8.0	0.4
ブラックジャック・スーパースリム・メンソール	0.4	20	8.0	8.0	0.4
ブラックストーン・ストロベリー・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
ブラックストーン・チェリー・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
ブラックストーン・チップ・チェリー	2.7	5	13.5	13.5	2.7
ブラックストーン・チップ・バニラ	2.7	5	13.5	13.5	2.7
ブラックストーン・チップ・ワイン	2.6	5	13.0	13.0	2.6
ブラックストーン・バニラ・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
ブラックストーン・ミニ・チェリー	1.8	6	10.8	10.8	1.8
ブラックストーン・ワイン・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
ブラックベッセル・ウッドチップ・チェリー	3.8	5	19.0	19.0	3.8
ブラックベッセル・ウッドチップ・バニラ	3.8	5	19.0	19.0	3.8
ブラックベッセル・チェリー・フィルタ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ブラックベッセル・チョコ・フィルター	1.0	20	20.0	20.0	1.0
プリンシペ・バンドル・マデュエロ・ペティ・コロナ	6.5	1	6.5	6.5	6.5
プリンシペ・バンドル・マデュエロ・ショート・ロブスト	10.8	1	10.8	10.8	10.8
プリンシペ・バンドル・ショート・ロブスト	11.5	1	11.5	11.5	11.5
プリンシペ・バンドル・ペティ・コロナ	6.6	1	6.6	6.6	6.6
プリンシペ・バンドル・ロブスト	11.5	1	11.5	11.5	11.5
プリンシペ・バンドル・マデュエロ・ロブスト	11.5	1	11.5	11.5	11.5
ブルー・ハワイ・カクテルシガー	2.1	5	10.5	10.5	2.1
プレミアムNo. 6	1.5	10	15.0	15.0	1.5

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
プレミアムNo. 6チェリー	1.5	10	15.0	15.0	1.5
プレミアムNo. 6ハニー	1.5	10	15.0	15.0	1.5
ヘンリーウインターマンズ・コロナ・デラックス	6.4	1	6.4	6.4	6.4
ヘンリーウインターマンズ・ハーフコロナ	3.6	5	18.0	18.0	3.6
ヘンリーウインターマンズ・ミニチュア	0.7	10	7.0	7.0	0.7
ヘンリーウインターマンズ・ロイヤレス	1.5	5	7.5	7.5	1.5
ボディショット・ウイスキー	0.8	20	16.0	16.0	0.8
ボディショット・エナジードリンク	0.8	20	16.0	16.0	0.8
ボディショット・サングリア	0.8	20	16.0	16.0	0.8
ボディショット・モヒート	0.8	20	16.0	16.0	0.8
ボディショット・ラム&コーラ	0.8	20	16.0	16.0	0.8
ボヘーム・シガー・ミニスーパースリム・No.1	0.4	20	8.0	8.0	0.4
ボヘーム・シガー・ミニスーパースリム・No.5	0.4	20	8.0	8.0	0.4
ボヘーム・シガークリップNo.6	0.7	20	14.0	14.0	0.7
ボンボンオペラ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
ボンボンオペラ・リトルシガー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
ボンボンオペラ・リトルシガー・チェリー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
マカヌード・ミニチュア	1.8	8	14.4	14.4	1.8
マリポーサ	2.2	5	11.0	11.0	2.2
ミュリエル・コロネラ	3.8	5	19.0	19.0	3.8
ミロ・ゴールド・コロニタス	6.6	1	6.6	6.6	6.6
ミロ・シルバー・コロニタス	6.7	1	6.7	6.7	6.7
ミロ・ホワイト・コロニタス	6.7	1	6.7	6.7	6.7
モンテクリスト・オープンクラブ10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
モンテクリスト・オープンクラブ20's	1.1	20	22.0	22.0	1.1
モンテクリスト・オープンミニシガリロ10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
モンテクリスト・オープンミニシガリロ20's	1.0	20	20.0	20.0	1.0
モンテクリスト・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
モンテクリスト・クラブ10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
モンテクリスト・ミニアロマ	0.5	10	5.0	5.0	0.5

銘 柄	1本当たりの重量	1個装当たりの葉巻の収容本数	1個装当たりの換算の基礎となる重量	① 1個装当たりの換算本数	② 1本当たりの換算本数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
モンテクリスト・ミニシガリオ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
モンテクリスト・ミニシガリオ10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
モンテクリスト・ミニブルー	0.5	10	5.0	5.0	0.5
モンテクリスト・ミニレッド	0.5	10	5.0	5.0	0.5
ラ・パズ・ワイルド シガリオ	1.5	10	15.0	15.0	1.5
ランバージャック	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ロメオ・Y・ジュリエッタ・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
ロメオ・Y・ジュリエッタ・ミニシガリオ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
ロメオ・Y・ジュリエッタ・ミニシガリオ10's	0.8	10	8.0	8.0	0.8

(注) この表にない葉巻たばこについては、特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を基に換算して差し支えありません。

下書き用としてお使いください

たばこ税等の手持品課税納税申告書

<input type="checkbox"/> 収受印 平成 年 月 日		※	申告者の種別	卸・小	通信日付印	※平成 年 月 日
税務署長殿 知事殿 市町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - ) 店舗名 ( )					
	住所又は居所	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) ㊟				
	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください				
	同上代理人	㊟				
下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。						
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)		修正申告の場合の修正申告前の確定額
紙巻たばこ	/	⑥ 本	0.5	⑭ (⑥×0.5) 円	⑳	円
葉巻たばこ	① g	⑦ (①×1) 本		⑮ (⑦×0.5) 円	㉑	円
パイプたばこ	② g	⑧ (②×1) 本		⑯ (⑧×0.5) 円	㉒	円
刻みたばこ	③ g	⑨ (③×0.5) 本		⑰ (⑨×0.5) 円	㉓	円
加熱式たばこ	/	⑩ 本		⑱ (⑩×0.5) 円	㉔	円
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本		⑲ (⑪×0.5) 円	㉕	円
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本		⑳ (⑫×0.5) 円	㉖	円
所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥~⑫の合計) 本		税額の合計額(100円未満切捨て)	㉗ (⑭~⑳の合計) 円	㉘ (㉑~㉖の合計) 円	
			納付すべき税額	㉙ (㉗又は㉗-㉘) 円		
区分	課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率	税額(1円未満切捨て)		
道府県税	⑪ (⑬)		0.07	㉚ (⑪×0.07) 円		
市町村税	本		0.43	㉛ (⑪×0.43) 円		
区分	税額の合計額(1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)		
道府県税	㉚ (㉚)		円 ㉜	㉝ (㉚又は㉚-㉜) 円		
市町村税	㉛ (㉛)		円 ㉞	㉟ (㉛又は㉛-㉞) 円		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	㊟ (電話番号 - - )				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称		
	(〒 - ) ( ☎ - - )					
(〒 - ) ( ☎ - - )						

申告者控用

◎申告期限は平成30年10月31日(水)です

◎納期限は平成31年4月1日(月)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。

2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。